

別紙 東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合(以下「警戒宣言発令時」という。)に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策(地震防災応急対策)を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。[地震発生後は、第3編「災害応急対策」に定めるところにより対処する。]

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものである。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

第1 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編「災害予防」第14章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

加えて、県は、東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報(臨時)の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

第2 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編「災害予防」第14章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

〔教育に関する事項〕

市職員への教育(防災局)

第2編第14章第3節第2で定める事項に加え、次の事項を教育する。

- (1) 東海地震の予知に関する知識
- (2) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容
- (3) 警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識

中部運輸局における措置

警戒宣言が発せられた場合に、自動車運送事業に従事する運転者として適切な行動がとれるよう、次により事前に自動車運送事業に従事する者に対する教育を徹底するものとする。

- (1) 講習会を媒体とした教育
運行管理者講習
- (2) 広報誌を媒体とした教育
交通関係団体の広報誌

〔広報に関する事項〕

市（防災局）、県（防災安全局、関係局）、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

- (1) 防災意識の啓発
県は、警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、第3編第14章第2節で定める事項に加え、次の事項を啓発する。
名古屋地方気象台は、第3編第14章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。
ア 東海地震の予知に関する知識
イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容
ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (2) 防災に関する知識の普及
市及び県は、第3編第14章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。
- (3) 自動車運転者に対する広報
市、県及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。
- (4) 家庭内備蓄等の推進
市及び県は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第3編第14章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。
また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第2節 東海地震に関連する情報

第1 情報の種類

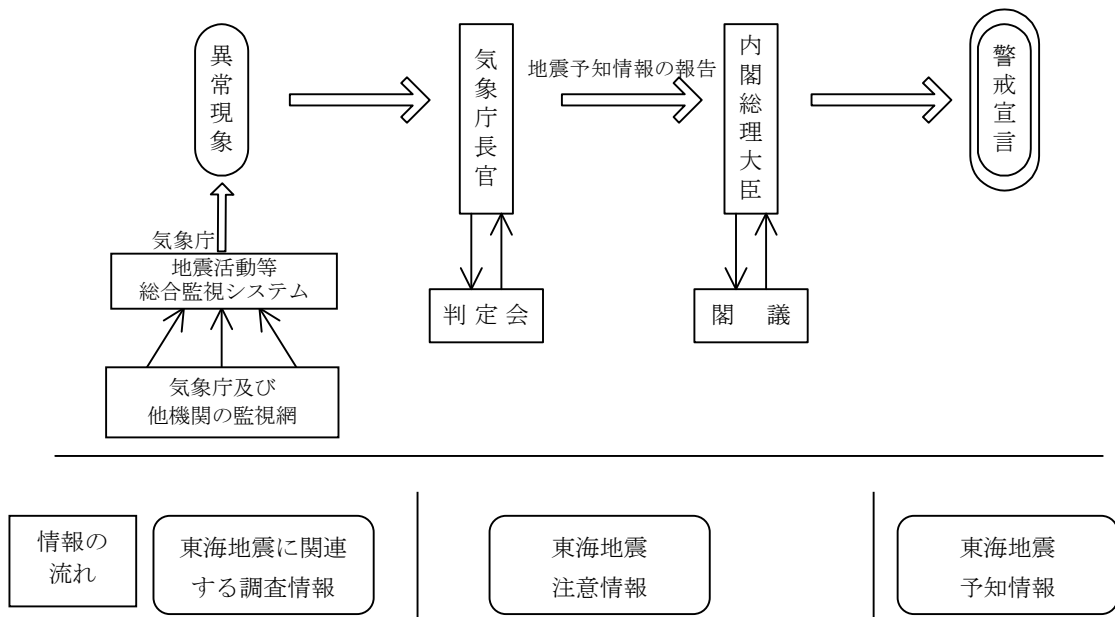
東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表す指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種 類	内 容 等	防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。 また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。	警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策

東海地震 注意情報 カラー レベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。	地震対策警戒準備本部 設置 準備行動の実施 市民への広報
東海地震 に関連する調査 情報 カラー レベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。

第2 東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ



※これらの情報に関する説明は、次章第2節第1に掲載

第2章 地震災害警戒本部の設置等

○ 基本方針

気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の本市及び県は地震災害警戒本部を、また、その他の防災関係機関は災害対策本部あるいは地震災害警戒本部に準じた組織を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。

警戒体制を取るべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知、東海地震に関連する情報(東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報)の内容、その他これらに関連する情報(以下「東海地震に関連する情報等」という。)、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。

東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

第1節 地震災害警戒本部の設置等

第1 田原市地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発せられた場合、市長は田原市地震災害警戒本部を市地域防災計画に基づき設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

なお、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合、市長は、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。

(1) 地震災害警戒本部設置前に行う事項

ア 東海地震に関連する情報(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時))の収集・伝達

本章第2節第1に定める。

イ 職員の参集指令

本章第2節第3に定める。

ウ 地震対策連絡会議の設置

(ア) 防災局長は、調査情報(臨時)が発表された場合、地震災害警戒準備本部(以下「準備本部」という。)の前段階として地震対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を招集する。なお、解説情報が発表され一連の調査情報(臨時)の終了を知ったときは、連絡会議は廃止する。

(イ) 連絡会議は、東海地震注意情報を受理するまでの間、準備本部設置時に実施すべき対策の確認及び緊急に措置すべき事項について連絡調整を行うとともに、続報を逃さない連絡体制を取るものとする。

(ウ) 構成は、地震災害警戒本部員会議の構成に準ずるものとする。

- (エ) 東海地震注意情報の受理により準備本部が設置されたときは、連絡会議は準備本部に移行する。
- (オ) 連絡会議は、庁舎内会議室に設置し、その庶務は防災局(本部事務局)が行う。
- (カ) 連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

エ 地震災害警戒準備本部の設置

- (ア) 市長は、東海地震注意情報を受理した場合、地震災害警戒本部の前段階として、準備本部を招集する。なお、判定会の結果、警戒宣言が発せられなかった場合は、準備本部は廃止する。
- (イ) 準備本部は、警戒宣言が発せられるまでの間、地震災害警戒本部設置時に実施すべき地震防災応急対策の確認及び緊急に措置すべき事項について連絡調整を行う。
- (ウ) 準備本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- (エ) 上記のほか、準備本部に関し必要な事項は、地震災害警戒本部に準ずる。

オ 無線の開局と機能の点検・確認

防災行政無線、地域防災無線、消防無線の各無線局を開局し、各基地局から移動局の呼出しを行い、通信機能点検・確認を実施する。

(2) 地震災害警戒本部の設置及び廃止

ア 設置の基準

市長は、警戒宣言時、直ちに田原市地震災害警戒本部(以下「地震災害警戒本部」という。)を設置する。

イ 設置の通知

地震災害警戒本部の設置については、次表の区分により、直ちに県知事を始め関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。

また、地震警戒本部が設置されたときは、その表示のため本庁舎南玄関に、地震災害警戒本部標識板を掲示する。

通知・公表先	通知及び公表の手段	責任者
各部	庁内放送、FAX、加入電話	総務部総務班
各班	口頭、加入電話	〃
住民	防災行政無線、報道機関による公表	企画部広報班
報道機関	FAX、加入電話	〃
県本部(東三河総局)	防災行政無線、加入電話	総務部財政班
田原警察署	加入電話、地域防災無線	企画部庶務1班
消防団	加入電話、防災行政無線、消防無線	消防部消防班
コミュニティ協議会、自治会	加入電話、FAX、地域防災無線	企画部庶務2班
陸上自衛隊豊川駐屯地	加入電話、防災行政無線	企画部庶務1班
その他関係機関	加入電話	〃

ウ 地震災害警戒本部の廃止

- (ア) 地震災害警戒本部は、大震法第19条に基づき、災害対策本部が設置された時、又は警戒解除宣言があったときに廃止する。この場合、前項に掲げる表の区分により地震災害警戒本部の廃止について通知する。
- (イ) 災害対策本部の設置に伴う廃止の場合は、地震災害警戒本部の事務は災害対策本部に引き継がれ、地震災害警戒本部の行った決定は引続きその効力を有する。
- (ウ) 警戒解除宣言に伴う廃止の場合は、その残務処理は引続き地震災害警戒本部で行うこととし、残務処理が終わった段階で地震災害警戒本部を直ちに廃止する。

(3) 地震災害警戒本部の組織及び運営等

地震災害警戒本部の組織及び運営は、大震法、同施行令、田原市地震災害警戒本部条例（以下「警戒本部条例」という。）及び同規則の定めるところにより、次のとおりとする。

ア 本部長及び副本部長

- (ア) 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長をもって充てる。
- (イ) 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督するとともに、地震防災応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。
- (ウ) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは本部長の職務を代理する。
- (エ) 副本部長が本部長の職務を代理する順序は、田原市決裁規程に定めるところによる。

イ 本部員

- (ア) 本部員は、本部長を補佐する。また、本部長及び副本部長とともに本部員会議を構成し、地震防災応急対策実施上の重要な基本方針について協議する。
 - (イ) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (ウ) 副本部長、部長の職にある者、その他警戒本部条例第2条第5項により市長が委嘱する者
- （注1）本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。

ウ 本部室

- (ア) 本部長は、地震災害警戒本部の事務を総合的、有機的に推進するため本部室を置く。
- (イ) 本部室は、本部員と本部職員によって運営するものとし、庶務は防災局（本部事務局）が行う。
- (ウ) 本部員会議

- a 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員によって構成し、本部長が議長を務める。
- b 本部員会議は、地震防災応急対策実施上の重要な事項について協議し、基本方針を決定する。
- c 本部員会議は、原則、本部長が必要に応じて招集するが、警戒宣言時、地震災害警戒本部が設置されたときは、本部長は直ちに本部員会議を招集することとする。
- d 招集の通知は、庁内放送又は電話により行う。
- e 本部員会議の開催場所は、特別の指示がない限り、本庁舎防災センターとする。
- f 本部員会議の庶務は、防災局（本部事務局）が行う。

エ 部(班)

- (ア) 本部長は、地震災害警戒本部の事務を分掌させるため、地震災害警戒本部に部を、部に班を置き、担当部局の職員のうちから部員を動員し、その事務を分掌させる。
- (イ) 部に部長及び副部長を置き、班に班長を置く。なお、副部長、各班の分担任務及び班長については別に定める。

(4) 地震災害警戒本部の部及び本部の事務分掌

ア 職員への情報伝達及び参集指令（参集指令は、休日及び勤務時間外のみ）

本部は、あらかじめ定めた情報伝達系統により警戒宣言が発せられた旨を的確に伝達する。

また、あらかじめ定めた非常配備・動員計画及び情報伝達系統により、直ちに参集すべき旨を的確に伝達する。

イ 職員の参集状況の確認及び報告

各部は、職員が出動し、配備に就くことを確認すると同時に決められた時期毎にその状況を防災局(本部事務局)へ報告する。

ウ 実施すべき地震防災応急対策事項の確認

各部・本部は、あらかじめ定められた地震防災応急対策の内容を確認し、職員の分担任務を確認の上、直ちに対策の実施に移る。

エ 本部情報の伝達・指示

各部は、本部から連絡される情報の内容を点検し、必要に応じて所管の各班への確な手段によって伝達、指示する。

オ 地震防災応急対策に係る情報の収集、報告

各部は、地震防災応急対策の実施に伴って収集した情報、その他住民からの通報等により必要な情報を把握したときは、当該部の対応によって解決したものを含め、本部へ報告する。

カ 各部の連絡調整

各部は、地震防災応急対策の実施に当たって、他部との連携が必要な事項が発生したときは、本部に対して調整を要請する。

キ 所管施設の保安管理

各部は、所管施設の利用者、来場者等の安全確保を図るとともに職場内の点検を行い、書棚、什器等の転倒・落下防止、出火危険場所の安全措置、緊急貯水、その他職員の安全措置を講ずる。

ク 各種協定に基づく応援要請

各部・本部は、各種協定に基づく応援要請を必要に応じて実施する。

(5) 地震防災応急対策要員の参集

ア 配備基準

防災活動体制	設置本部等	配備種別	事象等	内 容
準備体制	地震対策連絡会議	第1非常配備	調査情報(臨時)発表時	所要の人員により続報を逃さない連絡体制
警戒体制	地震災害警戒準備本部	第3非常配備	注意情報発表時	各部及び本部の所要の人員全員により、迅速な応急対策の準備に当たる体制
非常体制	地震災害警戒本部	第3非常配備	警戒宣言時	各部及び本部に属する職員全員により、総合的な地震防災応急対策を実施する体制

イ 配備・動員計画

各部は、警戒宣言時等における地震防災応急対策活動の内容に相応した人員の編成と交代要員及び参集指令等情報の伝達系統等についてあらかじめ定め、平常時から職員に周知徹底を図るものとする。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに修正するものとする。

ウ 職員の動員

- (7) 動員の対象
「配備・動員計画」においてあらかじめ定めた者とする。
- (イ) 勤務時間内における動員の方法
平常の勤務体制から防災活動体制への自動的切替えによる。
- (ウ) 勤務時間外における動員の方法
- a 職員の自発的参集
職員の参集は、非常連絡による参集指令に基づくことを原則とするが、当該参集指令を受けない場合においても、テレビ、ラジオ等により調査情報(臨時)の発表、東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発せられたことを知ったときは、関係職員は参集指令を待つことなく自発的に参集しなければならない。
- b 参集指令の伝達
職員の参集指令の伝達は、別図系統図により通信連絡手段の使用可能な範囲において実施する。なお、各部は、非常連絡員を選定し、あらかじめ防災局に届けておくものとする。
また、各部長は、所管の部・本部内における伝達系統を、それぞれの「配備・動員計画」においてあらかじめ定めておく。
- c 留意事項
職員は、参集の途上で収集した情報又は状況を上司に報告する。
- (エ) 職員の参集場所
- a 動員
原則、自己の勤務場所に参集し、当該部の地震防災応急対策活動等に従事する。
ただし、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言時の配備体制において、あらかじめ指定された職員は、指定された場所へ参集し、当該本部又は各部長の指揮を受けて地震防災応急対策活動等に従事する。
また、本部長は、各部長の意見等に基づき、指定動員の必要がなくなったと認めたときに、本部員会議で協議し当該動員を解除するものとする。
- b 参集場所の変更
上記 a を原則とするが、参集場所となる公共施設の耐震性が低く警戒宣言時の使用に適さない場合は、各部長があらかじめ定める代替施設等へ参集するものとする。
- (オ) 動員対象から除外する職員
- a 病気、負傷等により応急対策活動に従事することが困難な者、その他やむを得ない事情により所属長等が除外を相当と認めた者は、動員対象から除外する。
- b 病弱者、障害者、妊産婦等で所属長等があらかじめ除外を相当と認めた者は、勤務時間外における動員対象から除外するものとする。なお、これらの者は、勤務時間内においては、健康上無理のない範囲で適宜軽作業に従事させることができる。
- (カ) 職員参集状況の記録、報告
- a 職員の参集状況を毎定時毎に記録する。
- b 防災局本部事務局は、職員参集状況を取りまとめ、本部員会議に提出し本部長に報告する。
- エ 通常業務の取扱い

- (ア) 東海地震注意情報の発表時における対応
東海地震注意情報の発表時における通常業務については、地震防災応急対策の事前準備等に従事する職員以外の職員により、勤務時間中は、原則として継続実施するものとする。なお、所属長等の判断により必要と認める場合は、通常業務の縮小又は一時休止等の措置を講ずるものとする。
- (イ) 警戒宣言時における対応
警戒宣言時における通常業務については、住民の安全の確保及び地震防災応急対策実施体制の確保のため、原則として実施しないものとする。ただし、特に必要と認める業務及び緊急やむを得ない業務については、この限りでない。
- オ 各部・本部間の相互応援
- (ア) 目的
東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言時における応急措置の推移、又は各部等の業務の実態に応じて、応援可能な部にあつては、所属する職員を必要とする部に応援させ、地震防災応急対策を実施する。
- (イ) 応援の要請
各部の長は、業務を遂行するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、総務部長(総務班)に要請する。
- (ウ) 応援の決定
総務部長は、配備・動員状況を勘案の上、職員の応援計画(応援職員の人員、代表者の氏名、その他必要な事項)を作成し、本部員会議で決定された後、応援要請を依頼した部に対して通知する。また、応援要員の確保が困難なときも、本部員会議に諮ることとする。

第2 県地震災害警戒本部の設置

- (1) 東海地震に関連する調査情報(臨時)又は東海地震注意情報が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部を設置する。
- (2) 知事は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに県地震災害警戒本部(以下「県警戒本部」という。)を設置する。
- (3) 県の地震防災応急対策要員の参集
知事は、次のとおり県職員に参集を命ずるものとする。ただし、県警察については、警察本部長が別に定めるところによる。
- ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された時
第2 非常配備(警戒体制)
- イ 東海地震注意情報が発表された時又は警戒宣言が発せられた時
第3 非常配備

第3 その他の防災関係機関の体制

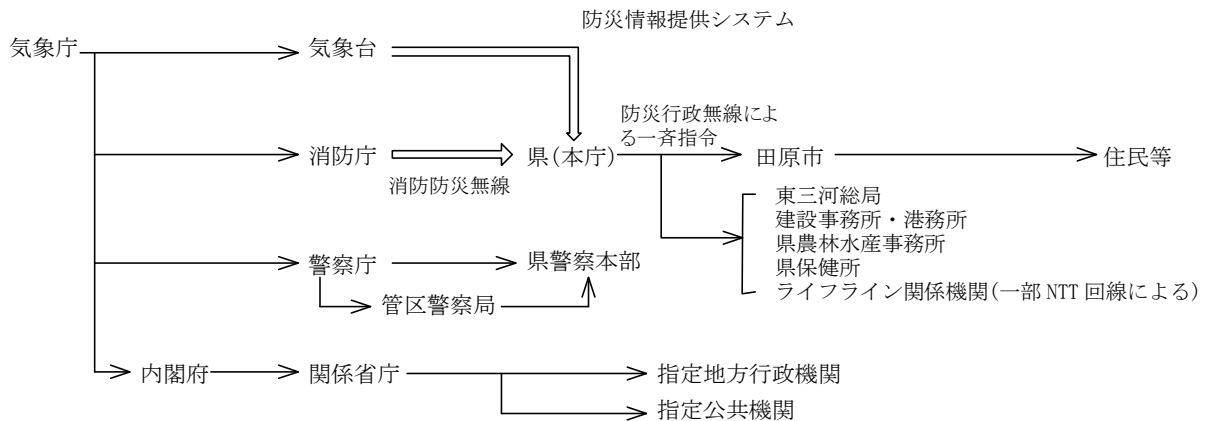
- (1) 東海地震注意情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとして、その組織内容等必要な事項を定めておくものとする。

第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

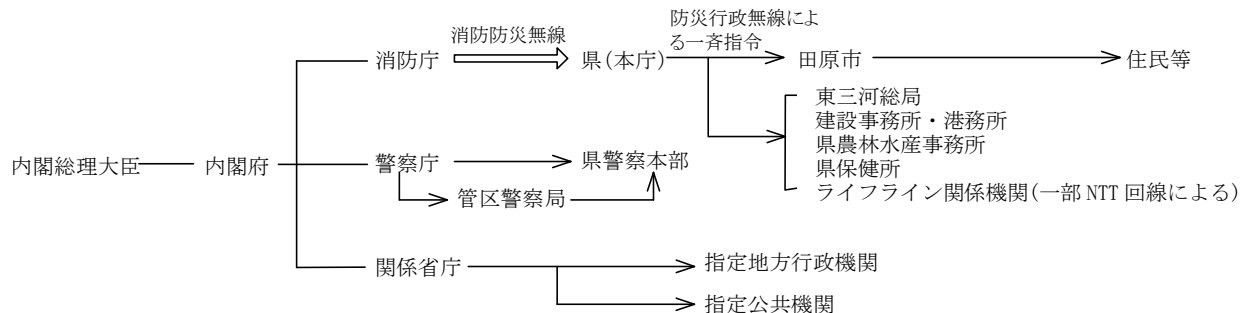
第1 警戒宣言等の伝達等

(1) 東海地震に関連する情報

(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時))



(2) 警戒宣言



■内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を發します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を取り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ・ラジオに注意してください。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

第2 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から市への代替伝達系統は、第3編第7章第2節で定める非常通信によるものとする。

第3 市の内部伝達、住民等への伝達

(1) 市の内部における地震予知情報等の伝達は、次により行う。

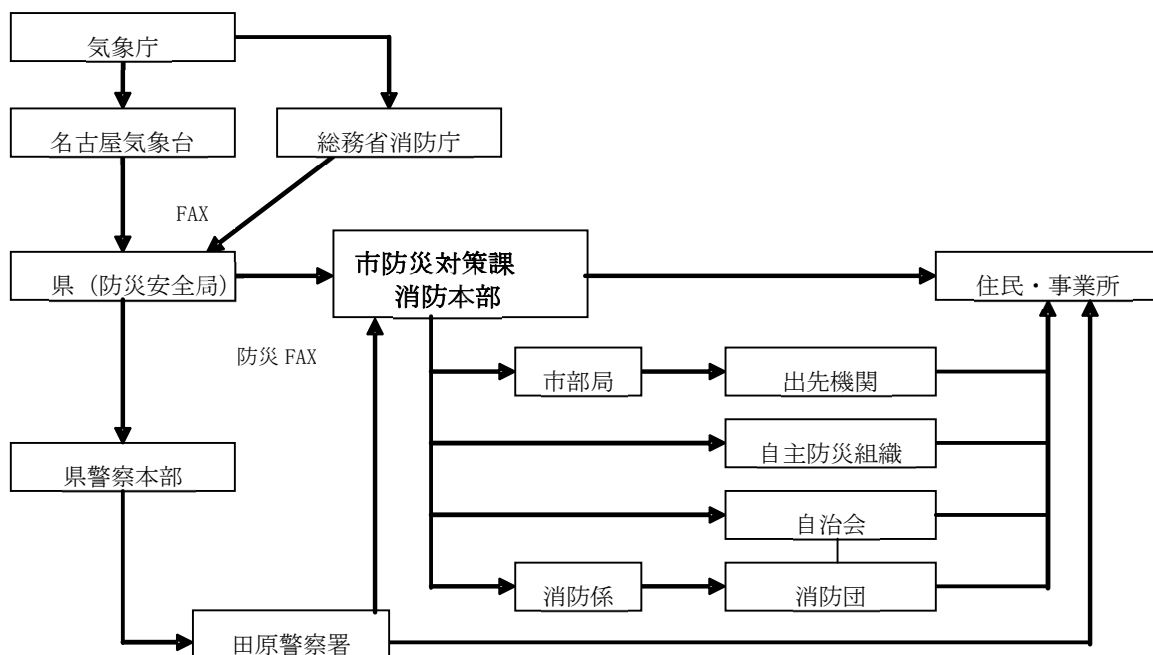
ア 勤務時間内における伝達

勤務時間内における情報伝達は、下図系統図により行う。

東海地震に関連する調査情報(臨時)の伝達内容は、「本日〇〇時〇〇分、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されました。テレビ、ラジオなどにより、正確な情報の収集に努めてください。」とする。

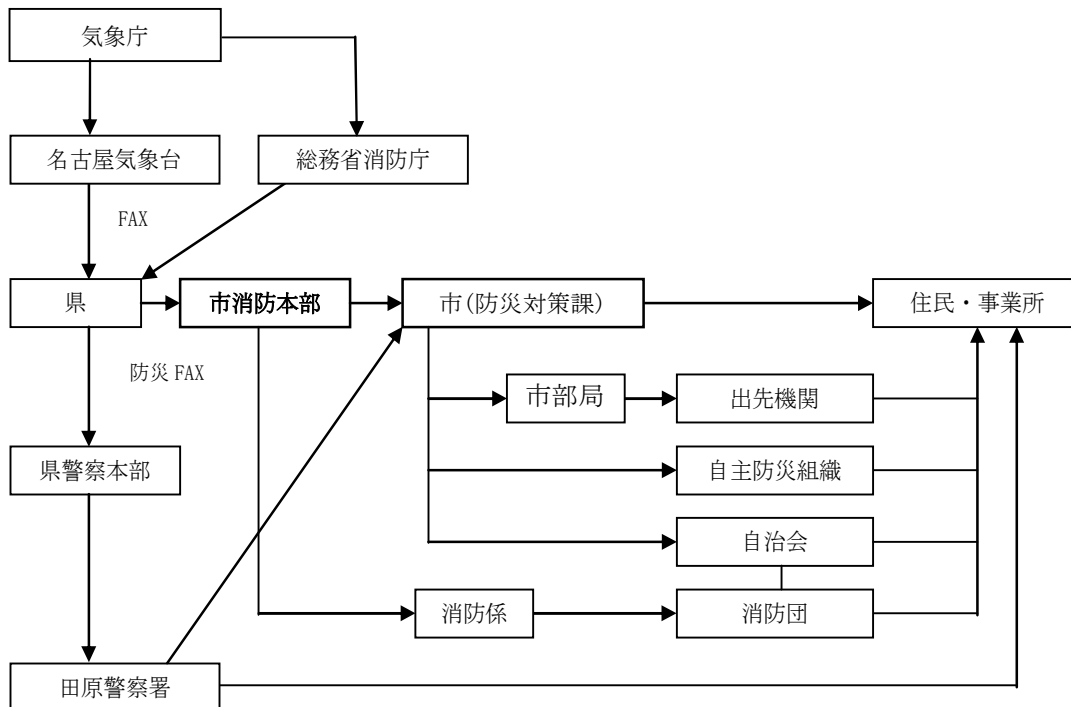
東海地震注意情報に関する伝達内容は、「本日〇〇時〇〇分、東海地震注意情報が発表されました。テレビ、ラジオなどにより、正確な情報の収集に努めてください。」とする。

警戒宣言の伝達内容は、「本日〇〇時〇〇分、東海地震の警戒宣言が発せられました。この地震が発生しますと、市内では震度6弱又は6強のかなり強い揺れが予想されます。十分警戒してください。」とする。



イ 休日及び勤務時間外における伝達

休日及び勤務時間外における観測情報の伝達は、職員の参集指令と併せて下図系統図により行う。各伝達内容は、勤務時間内のものと同様とする。



(2) 市は、勤務時間内及び勤務時間外それぞれの内部伝達体制を整備するとともに、東海地震予知情報等を速やかに住民等へ伝達するものとする。

第4 その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達するものとする。

第3節 警戒宣言発令時等の広報

第1 市等の窓口体制

市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

区分	事項	窓口
1	地震防災応急対策一般に関すること。	防災対策課、消防本部
2	交通状況に関すること。 (1) JR 東海、豊鉄等の運行に関すること。 (2) バスの運行に関すること。 (3) 道路交通対策に関すること。 (4) 交通情報に関すること。	JR 東海各駅、豊鉄各駅等 街づくり推進課(バス各営業所) 愛知県警察(田原警察署交通課) 愛知県警察(交通部交通管制課)
3	水道、電気、ガスの供給等に関すること。 (1) 飲料水 (2) 電 気 (3) ガ ス	水道課 中部電力パワーグリッド株式会社(各営業所) 愛知県 LP ガス協会東三河支部田原分会(各事業所)

4	電信電話に関すること。	N T T西日本株式会社 (東海支店災害対策室 担当)
5	生活必需品等に関すること。	企画課・保険年金課
6	出火防止等の地震火災対策に関すること。	消防本部消防課
7	事業所等の地震防災応急対策に関すること。	消防本部予防課
8	社会福祉施設及び学校等の幼児、児童、生徒等の帰宅に関すること。	(社会福祉施設、幼児、児童等) 総合的事項－地域福祉課及び子育て支援課 個別的事項－各社会福祉施設又は所管課 (学校等) 総合的事項－教育総務課 個別的事項－各学校及び幼稚園
9	ごみ・資源、し尿の処理に関すること。	総合的事項－廃棄物対策課・下水道課 個別的事項－各施設

第2 県（防災安全局、関係局）の窓口体制

- (1) 問い合わせ窓口等の体制整備
住民等からの問い合わせに対応できるよう、問合せ窓口等の体制を整えるものとする。
- (2) 報道機関への放送依頼

知事は、警戒宣言が発せられた場合、日本放送協会名古屋放送局については「災害時における放送要請に関する協定」により、また民間放送各社については「災害時の放送に関する協定」により、県庁と放送局を結ぶ無線ホットライン等を通じて警戒宣言の内容、県民が取るべき措置等の放送を依頼するものとする。なお、東海地震注意情報が発表された場合においても、必要に応じて報道機関に対して広報に関する協力を求めるものとする。

第3 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に市内の震度及び津波の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼びかけ
- (5) 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) 強化地域内外のライフラインに関する情報
- (7) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 住民、応急計画を作成しない事業所が取るべき措置
- (10) 車両運転の自粛と運転者の取るべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

[警戒宣言時広報文(市街地等用)]

こちらは、田原市です。午前(午後)〇時〇分、警戒宣言が発せられました。
この警戒宣言は、2. 3日又は数時間以内に東海地方を中心に強い地震が発生するおそれがあるというものです。
公共交通機関は停止しておりますので、徒歩で帰ることができる方は、気を付けてお帰りください。
帰ることのできない方は、近くの〇〇避難場所へ移動してください。

[警戒宣言時広報文(避難対象地区用)]

こちらは、田原市です。午前(午後)〇時〇分、警戒宣言が発せられました。
この警戒宣言は、2. 3日又は数時間以内に東海地方を中心に強い地震が発生するおそれがあるというものです。
ここは避難対象地区と指定されていますので、市長から避難指示が発令されています。〇〇小学校運動場まで避難してください。
避難は、動きやすい身軽な服装で、非常持ち出し品を準備してから落ち着いて避難してください。

[警戒宣言時の市長から住民への呼びかけ文例]

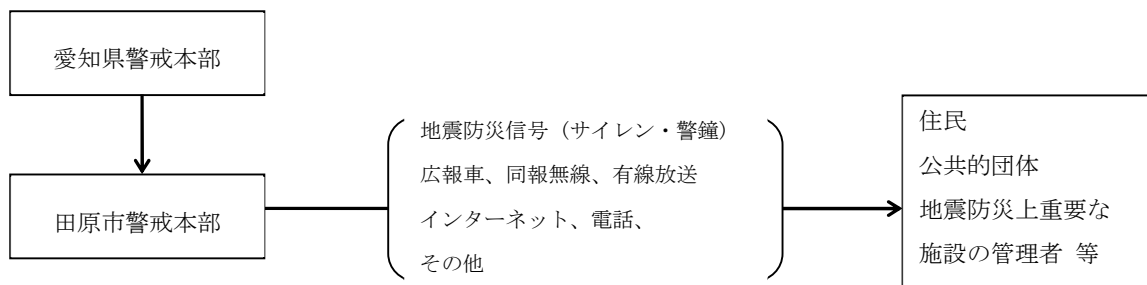
住民の皆さん、田原市長の〇〇〇〇でございます。
既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前(午後)〇時〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。
この地震が発生しますと、田原市内では、震度6強の地震になると予想されますので、十分警戒してください。
既に市を始め防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、住民の皆さんも次の点に十分留意して、いざという時に備えていただきたい。
まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。
次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。
それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、放送や市の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、市、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動してください。
住民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切りたいと願ひ、ただ今、全力を傾注しています。また、防災関係機関の皆さんも大変ですが、万全の対策をお願いします。

[警戒宣言時の市長から住民への呼びかけ文例(英語)]

Attention all citizens, this is the Mayor of Tahara〇〇.
The Prime Minister has said that a very big earthquake will happen in Tahara.
Please don't be afraid, policemen, firemen, and other officials will help you.
Before the earthquake comes, Please stop cooking, and don't use fire.
Please don't drive, or do dangerous things.
Please try and find water to drink and to fight fire. Please be calm.
Please listen to radio and television for news, and obey policemen, firemen, and other officials.
I know we can all be safe.
Thank you for your cooperation.
(住民の皆さん、田原市長の〇〇です。内閣総理大臣から田原市に非常に大きな地震が発生する可能性があると発表がありました。警察官、消防職員、公務員が皆さんを助けますので、心配しないでください。地震が来る前に、料理や火を使うことはやめてください。自動車の運転や危険な作業も中止してください。飲み水や火を消すための水を準備してください。落ち着いてください。ラジオやテレビのニュースに注意するとともに、警察官、消防職員、公務員の指示に従ってください。私は皆さん全員が無事であることを確信しています。ご協力をお願いします。)

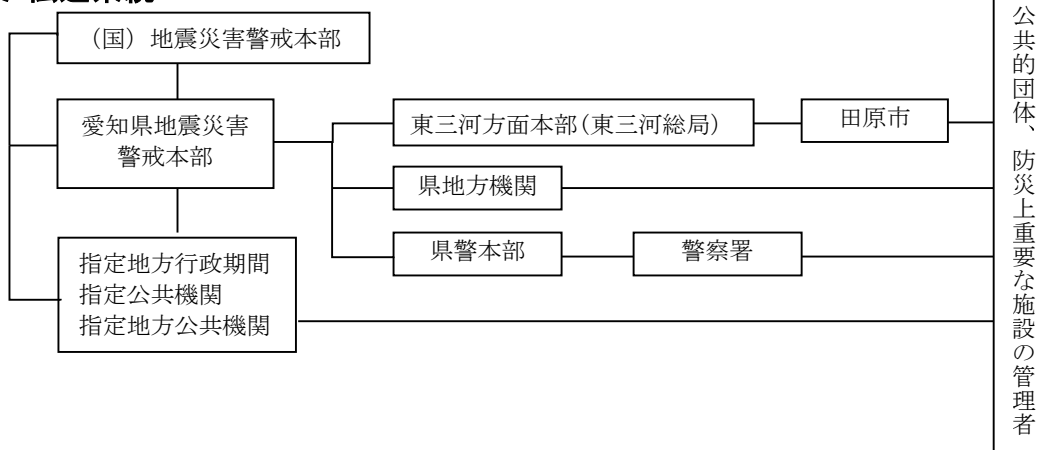
第4 広報手段等

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車、同報無線・有線放送、インターネット又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語やさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。



第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

第1 収集・伝達系統



第2 報告事項・時期

(1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告(速報用)(様式1)」により県に報告する。報告事項は、次の事項とする。

①東海地震予知情報の伝達

(選択：1完了、2半数以上、3半数未満)

②地域住民の避難状況

(選択：1必要なし、2必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))

③消防・浸水対策活動

(選択：1必要なし、2必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))

④応急の救護を要すると認められる者の救護・保護

(選択：1必要なし、2必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))

⑤施設・設備の整備及び点検

(選択：1必要なし、2必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))

- ⑥犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
(選択：1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
 - ⑦食料、生活必需品、医薬品等の確保
(選択：1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
 - ⑧緊急輸送の確保
(選択：1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
 - ⑨地震災害警戒本部 (災害対策本部) の設置
(選択：1 設置、2 準備中、3 未設置)
 - ⑩対策要員の確保
(選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満)
- (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告(様式2)」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。
- ア 報告事項は、次の事項とする。
- ①避難の経過(「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」)
 - ②避難の完了(「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」、「救護・保護に必要な措置等」)
 - ③東海地震予知情報の伝達、避難指示
 - ④消防、水防その他応急措置
 - ⑤応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
 - ⑥施設・設備の整備及び点検
 - ⑦犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持
 - ⑧緊急輸送の確保
 - ⑨食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
 - ⑩その他災害の発生防止・軽減を図るための措置
- イ 報告時期
- ①は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。
 - ②は、避難に係る措置が完了した後速やかに。
 - ③から⑩は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。
- (3) ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

(様式1) 避難・対策実施状況報告

《速報用 様式》

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)
1 東海地震予知情報の伝達	1 完了 2 半数以上 3 半数未満
2 地域住民の避難状況	1 必要なし 2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
3 消防・浸水対策活動	1 必要なし 2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
4 応急救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし 2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
5 施設・設備の整備及び点検	1 必要なし 2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
6 犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし 2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
7 食料、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし 2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
8 緊急輸送の確保	1 必要なし 2 必要あり(ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
9 地震警戒本部（災害対策本部）の設置	1 設置 2 準備中 3 未設置
10 対策要員の確保	
備考	

(様式2) 避難・対策実施状況報告

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難 状況	避難 の経 過	危険事態、異常事態の発生状況			
		措置事項			
	避難 の完 了	避難場所名	避難人数・要救護人数	救護、保護に必要な措置	
地震 防災 応急 対策	1	東海地震予知情報の伝達、避難指示			
	2	消防、水防その他応急措置			
	3	応急の救護を必要と認められ者の救護、保護			
	4	施設・設備の整備及び点検			
	5	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持			
	6	緊急輸送の確保			
	7	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備			
	8	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置			
		備 考			

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

○ 基本方針

市、県及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食料や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保

第1 市の食料等生活必需物資等の確保

市は、市が備蓄する非常用の食料等生活必需品の保有数量等の点検・確認を実施し、払出し体制の確立を図るとともに、県及び供給協定を締結している関係業界等と連絡を取り、円滑な供給体制の確立を図る。

(1) 主要食料等の確保

ア 市が備蓄する非常用の食料等生活必需品の保有数量等の点検、確認を実施し、払出し体制の確立を図る。

イ 市が供給協定を締結している関係団体・業界と連絡を取り、食料等生活必需品の放出可能な数量を把握し、円滑な供給体制の確立を図る。

(2) 医薬品等の確保

ア 病院、保健所、福祉センター等に保有又は備蓄する医薬品等の数量等を点検、確認し、応急医療体制の確立を図る。

イ 関係機関・業界と連絡を取り、医療救護活動に必要な医薬品及び医療器材の放出可能な数量の把握に努め、緊急調達体制の確立を図る。

第2 県（防災安全局、農業水産局、農林基盤局、経済産業局、保健医療局、建設局、建築局）による食料等の確保

(1) 主要食料の確保

ア 米穀

警戒宣言が発せられた場合、県は東海農政局（生産部）と密接な連絡を取り、県内各地に対する米穀の確保を行うものとする。通常、各地における米穀の在庫状況からみて、当面の必要量は各地域内で確保が可能であるが、状況によって周辺市町村及び県内各地域の備蓄を基に、確保体制を取るものとする。

イ パン、副食品等の確保

県は、主食の確保とともに、パン、副食品等についても、関係機関の協力を求め、その確保を行うものとする。

ウ 応急的な食料品の確保

県は、災害救助法に基づく応急的な食料品を確保するための体制を取るものとする。

(2) 医薬品等の確保

県は、市等から血液、医薬品、医療機器及び衛生材料の要請があった場合に備え、関係団

体に協力要請するとともに、県下の在庫状況の把握に努め、供給体制の確保を図る。

(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に、応急仮設住宅の建設のため一般社団法人プレハブ建築協会始め3団体、被災住宅の応急修理のため一般社団法人愛知県建設業協会始め12団体及び住宅相談のため独立行政法人住宅金融支援機構東海支店に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。

第3 愛知県赤十字血液センターの供給措置

日本赤十字社愛知県支部(愛知県赤十字血液センター)は、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置を取る。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

第1 市の資機材・人員の配備

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

(2) 給水確保用の資機材・人員の配備

市上下水道部は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合には、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

(3) 下水道確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次の措置を取る。

ア 「愛知県流域下水道地震時対応マニュアル」に基づき、必要な体制を整える。

イ 発災後の応急復旧に備えて資機材の点検、確保及び要員の確保に努める。

(4) 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、浸水対策用資機材の備蓄を図るが、不足を生ずるような緊急事態に際しては、県に応援を要請する。また、市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備などの体制を整えるものとする。

(5) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

市は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

イ ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、

必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(6) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制を取るものとする。

(7) 医療救護用の資機材・人材の配備

ア 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

イ 応急的な医療活動を実施するため、必要な医療救護班を編成する。

ウ 応急的な医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合は、市は県に対し応援要請をすることができる。

(8) 通信確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ市に配備してある防災行政無線の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図るものとする。

第2 県（防災安全局、建設局、農業水産局、保健医療局）の資機材・人員の配備

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

(2) 給水確保用の資機材・人員の配備

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、水道事業者からの応援要請に備え、県有資機材の整備点検を行うとともに、警戒宣言が発せられた場合には、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」により広域応援体制を整える。

(3) 通信確保用の資機材・人員の配備

県は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ県庁及び地方機関に配備している防災行政無線の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図るものとする。

(4) 浸水対策用の資機材・人員の配備

県は、市が備蓄する浸水対策用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し応援するため、これらの資機材を整備するものとする。また、県は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力で推進できるよう、非常配備などの体制を整えるものとする。

(5) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

県は、地震発生後に健康状況調査が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制を整えるものとする。

(6) 医療救護用の資機材・人材の配備

県は、市町村からの応援要請に対応するため、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療活動を実施するために必要な医療救護班の編成・派遣の準備を行う。

第3 水道事業者等の資機材・人員の確保

(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者

水道事業者及び水道用水供給事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

(2) 県工業用水道事業者

県工業用水道事業者は、東海地震注意情報が発表された段階から、各施設について必要な点検・巡視を実施し、応急対策への準備、情報収集・伝達方法の確認、所要人員の確保に努める。

(3) 下水道管理者

下水道管理者(県(建設局)及び市(上下水道部))は、東海地震注意情報が発表された段階から、所要人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保に努める。

第4 鉄道事業会社の資機材・人員の確保

豊橋鉄道株式会社等は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。

- (1) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。
- (2) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制を取る。

第5 中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社 JERA の資機材・人員の確保

中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社 JERA は、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置し、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

第6 ガス事業会社の資機材・人員の確保

ガス事業会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

第7 電気通信事業者及び移動通信事業者の資機材・人員の確保

- (1) NTT西日本株式会社及びKDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。
- (2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制を取る。

第8 日本赤十字社愛知県支部の資器材・人員の確保

日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、

救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。

第9 独立行政法人国立病院機構の病院の体制の確保

独立行政法人国立病院機構の病院は、地震発生後の緊急事態発生に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、医療救護班等の準備体制を取る。

第4章 発災に備えた直前対策

○ 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、市、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策を取るものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 避難対策

第1 市による避難対策

(1) 避難対象地区の周知

市は、警戒宣言が発せられた場合において避難情報の対象となるべき津波危険地域、がけ地崩壊危険地域等の範囲(以下「避難対象地区」という。)を、あらかじめ市地域防災計画において、警戒宣言発令時の避難情報の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。

(2) 避難の指示等

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

(3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

市は、避難生活に必須の食料、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知するものとする。

(4) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等要配慮者の保護のため、安全性を勘案の上、必要に応じて屋内における避難生活を運営できるものとする。

(5) 徒歩による避難の誘導

避難対象地区内の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地及び津波の被害が想定される半島部で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用 of 適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

(6) 要配慮者に対する支援・配慮

市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。なお、避難行動要支援者を受入れる施設のうち市が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピストグラム(案内用図記号)による伝達ができるように配慮する。

(7) 出張者、旅行者等の対応

市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

第2 県（防災安全局、関係局）による避難対策への協力

(1) 市が行う避難対策への協力

県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の事項について市に協力するものとする。

ア 県の管理する施設を避難所、避難場所として開設・開放する際の協力

イ 避難に当たり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち県が管理するものについて、避難者の救護のため必要な措置

(2) 市からの応援要請に対する措置

県は、避難した者に対する教護に必要な物資、資機材を調達・確保するため、市から応援の要請があったときは、おおむね次の措置を取るものとする。

ア 県が把握している物資等の供給のあっせん

イ 県が備蓄している物資等の貸与

ウ 県が保有する防災用資機材の配備

第3 県警察による措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内外で避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。なお、警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

第4 第四管区海上保安本部による措置

(1) 船舶、臨海施設等に対する警戒宣言等の伝達・周知

第四管区海上保安本部は、東海地震注意情報が発せられた段階から、船舶、臨海施設等に対して、あらかじめ定める伝達系統により、警戒宣言その他地震に関する情報の伝達・周知を行う。

(2) 遊泳者等に対する警戒宣言等の周知

第四管区海上保安本部は、東海地震注意情報が発せられた段階から、遊泳者等に対して、船舶、航空機により、警戒宣言その他地震に関する情報の周知を図る。

(3) 津波による危険が予想される港及び沿岸付近にある船舶に対する避難勧告（港則法）

第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告（港則

法)を行う。

(4) 海上保安官による立退き指示

警戒宣言が発せられた場合において、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、海上保安官は立退きを指示する。

また、海上保安官が立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

(5) 海上保安官による警戒区域の設定及び区域外への退去等指示

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるとき、海上保安官は、警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、海上保安官が警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市長にその旨を通知する。

第5 児童生徒等の安全確保

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取り扱うものとする。

ア 児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。

(2) 実態に即した具体的な対応方法の決定

各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。

(3) 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知

東海地震注意情報が発せられた場合等の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。

(4) 施設設備に対する安全点検

施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置を取るものとする。

第2節 消防、浸水等対策

第1 市の消防・浸水等対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、市地域防災計画及び消防計画に基づいて、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制を取るものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 火災、水災等の防除のための警戒

- (3) がけ地崩壊危険地域、津波危険予想地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保
- (4) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 地震防災応急計画の実施の指導
- (7) 迅速な救急救助のための体制確保
- (8) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (9) 水防資機材の点検、整備、配備

第2 県（防災安全局、建設局、農林基盤局、関係局）の消防・浸水等対策

県は、東海地震注意情報が発表された段階から、次の消防、浸水等対策を行う。

- (1) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報
警戒宣言が発せられた場合は、報道機関の協力を得て、住民に対し、火気使用の自粛、消火の準備等、火災の発生防止、初期消火などについて広報を行う。
- (2) 市等の消防・浸水対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策要員の参集状況の確認
消火薬剤、浸水対策用資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、初動準備を行うとともに、市、各防災関係機関の消防・浸水対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策要員の参集状況を確認する。
- (3) 応急排水機及び発電機の貸出し体制の確立
被災時に備え、県内3か所の応急ポンプ管理センターで保有する応急排水機及び発電機の整備点検、貸し出し体制（要員配置、連絡体制構築）の確立等の準備をする。
- (4) その他必要な措置
その他浸水対策については、愛知県水防計画に準拠して必要な措置を取る。

第3節 社会秩序の維持対策

第1 県警察による社会秩序の維持対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

- (1) 混乱防止の措置
 - ア 警戒宣言が発せられた場合主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。
 - イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。
- (2) 不法事案に対する措置
 - ア 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。
 - イ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。
- (3) 避難に伴う措置
避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。
- (4) 自主防災活動に対する支援

自治会、町内会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

第2 第四管区海上保安本部による犯罪予防

第四管区海上保安本部は、海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

第4節 道路交通対策

第1 県公安委員会の交通規制等

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

(1) 道路交通規制の基本方針

ア 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域への流入を極力抑制し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。

ウ 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 緊急交通路の確保

(ア) 第1次

a 強化地域規制

次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。

路線名	流入を制限するIC等
東名高速道路	県内全IC(春日井IC下り線を除く)
新東名高速道路	県内全IC
伊勢湾岸自動車道	県内全IC
東海環状自動車道	せと品野IC及びせと赤津IC内周り線(北進)を除く県内全IC
名古屋瀬戸道路	全IC
東名阪自動車道	県内全IC
名古屋第二環状自動車道	全IC
名古屋高速道路	全IC
知多半島道路	全IC

南知多道路	全 IC
知多横断道路	全 IC
中部国際空港連絡道路	全 IC

b 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、県地域防災計画で定める主要箇所において必要な規制等を行う。

(イ) 第2次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

イ 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

■ 広域交通規制道路(高速道路については、県地域防災計画を参照)

国 道	1号、19号、22号、23号、41号、42号
-----	------------------------

■ 広域交通検問所(本市に関係する地点を掲載。詳細については、県地域防災計画を参照)

名 称	住 所	道 路 名
西八町交差点	豊橋市八町通	国道1号
豊川インター	豊川市麻生田町	東名高速道路

ウ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、一方通行及び指定方向外進行禁止規制等の必要な交通規制を行う。

エ 津波被害発生予測地域の周辺道路

発生予測地域内道路及び同地域に通ずる道路について、通行禁止規制等の交通規制を行う。

(3) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大規模地震対策特別措置法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大規模地震対策特別措置法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

(4) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあつては、その流入を極力抑制する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留する

こととなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

(6) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両の確認申出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急輸送車両確認申出書」を、県又は県公安委員会（県警察）の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、別記様式「緊急輸送車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。

(7) 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

【様式】

第 号		年 月 日
緊急輸送車両確認証明書		
		愛知県知事 印
		愛知県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

第2 県（防災安全局、建設局、関係局）、県公安委員会及び道路管理者による情報提供等

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時

の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者の取るべき措置について周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第5節 鉄道の運行規制等

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。なお、強化地域内で震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

第1 中部運輸局による鉄道支援

中部運輸局は、鉄道について、次の措置を取るものとする。

- (1) 東海地震注意情報が発表された段階から、各事業者が取る準備行動を支援する。
- (2) 警戒宣言発令時において、基本的に強化地域内へ進入する予定の列車は進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車し待機させる。ただし、震度6弱未満かつ津波等の被害のおそれがない地域における対応については、各事業者の策定した運行とする。

第2 東海旅客鉄道株式会社の安全確保

東海地震注意情報及び警戒宣言発令時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 東海地震注意情報発表時
 - ア 列車の運転取扱い
 - (ア) 旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。
 - (イ) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。
 - イ 旅客への対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動を行う旨の公表があったときは、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発せられた場合の列車の運転計画を案内する。
- (2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運転取扱

警戒宣言発令後、在来線に対し、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。

(ア) 新幹線

- a 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。
- b 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。
- c 想定震度が6弱未満の地域においては、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

(イ) 在来線

- a 強化地域への進入を禁止する。
- b 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- c 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客への対応

(ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により、列車の運転状況について案内する。

(イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等の必要な措置を取る。

第3 豊橋鉄道株式会社による安全確保

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車(運行車)の運行
平常どおり運行する。

イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (イ) 警戒宣言が発せられた場合には列車(運行車)の運転を中止する旨を伝え、旅行等の中止や速やかな帰宅を呼びかける。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車(運行車)の運行
運転中の列車(運行車)は、指定された避難留置駅(停留場)で停車し、以後の運転は休止する。

イ 旅客への対応

- (ア) 警戒宣言が発せられたこと及び全列車(運行車)の運転中止について、駅(停留場)又は車内での案内放送、警戒板の掲出等により、旅客に案内する。
- (イ) 駅(停留場)及び列車(運行車)内の旅客に対する避難誘導措置を行う。

第6節 バス

第1 中部運輸局による路線バス事業者への指導等

中部運輸局は、路線バス事業者に対し、東海地震注意情報が発表された段階から、路線バス

事業者において、利用者に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報を提供するよう指導するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えることについて、利用者呼びかけよう要請する。

第2 路線バス事業者の安全確保対策

路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として強化地域においては次の措置を講ずるものとする。

- (1) 運行路線に関わる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- (2) 東海地震注意報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- (3) 東海地震注意報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。
- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。
- (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第7節 海上交通

第1 第四管区海上保安本部による海上交通の安全確保対策

第四管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合、海上交通の安全を確保するために、次の措置を取るものとする。

- (1) 津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難勧告（港則法）を行うとともに、必要に応じ入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じ若しくは荷役の中止を命ずる等、所要の措置を取る。
- (2) 港内、狭水道等船舶交通の混雑が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
- (3) 臨海施設等危険物を取り扱う施設については、危険物の排出等の事故を防止するため、必要な指導を行う。
- (4) 貯木場からの木材の流出による海上交通の阻害を防止するため、必要な指導を行う。

第2 中部運輸局による指導

中部運輸局は、第四管区海上保安本部と協力して、関係事業者等へ応急措置の実施指導を行う。

第3 伊良湖港を利用する旅客船舶業者及び港湾管理者の直前対策

- (1) 東海地震注意情報発表時の報道等
 - ア 船舶の運航規制準備
 - (ア) 警戒宣言が発せられたとき、乗客への影響を少なくするため、運航規制手配等所要の準備措置を行う。

- (イ) 運航規制の方法については、あらかじめ定めておくものとする。
- イ 乗客への案内
 - 乗客等に対し警戒宣言発令時には船舶の運航を中止する旨等を周知する。
- (2) 警戒宣言発令時
 - ア 対策本部等の設置
 - 警戒宣言が発せられた場合、発災に備え初期体制を確立し、所要の対策を講ずるため、直ちに対策本部等を設置する。
 - イ 船舶の運行規制
 - 対策本部長等は、乗務員に対し連絡を取り、乗客等に所要の措置を取らせ、原則として直ちに運航を中止する。
 - ウ 運航中止後の避難及び保安
 - 津波等の対策として運航中止後の避難及び保安を次のとおり行うものとする。
 - (ア) 運航を中止した時点において、着舷中の場合、乗客等を下船させた上、原則として所定の海域へ避難し所要の保安措置を講ずる。
 - (イ) 航行中の場合、直ちに最寄りの港に寄港し乗客等を下船させた上、原則として所定の海域へ避難し所要の保安措置を講ずる。ただし、乗客等を下船させる余裕がない場合は、乗船させたまま所定の海域へ避難するものとする。
 - エ 運航中止後の乗客等の対策
 - 警戒宣言発令時に運航を中止したことにより下船した乗客等及び乗船待ちの乗客等に対しては、関係機関と協力し最寄りの避難所などに誘導するなど必要な対策を講ずるものとする。

第4 赤羽根漁港（港湾）等の管理者の直前対策

赤羽根漁港においては、警戒宣言が発令された場合、管理者は漁業協同組合と連携を密にし、海上交通規制等を周知するとともに、次のとおり津波に対する対策を講ずるものとする。

- (1) 出港中の船舶には無線等により状況を連絡し、正しい情報をラジオ等で入手するよう指導する。
- (2) 津波が予想される場合等、帰港が困難な場合は水深の深い、広い海域で待機させる。
- (3) 小型船は陸に引き上げ、固縛するなど最善の措置を取る。

第8節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

第1 市及び水道事業者の直前対策

市及び水道事業者は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民に強力に呼びかけるとともに、次の措置を取るものとする。

- (1) 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないように、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるものとする。
- (3) 県営水道受水団体は、自己水源による供給水の確保が困難な場合、直ちに県(企業庁)に緊急増量の要請を行うものとする。

第2 県（建設局、企業庁）による飲料水の確保対策

- (1) 県(企業庁)は、警戒宣言が発せられた場合、県営水道受水団体に対して、浄水場の浄水池

や広域調整池等を利用し、可能な限り所要の給水量を確保するものとする。

- (2) 県は、水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要に応じて水道法第40条に基づく水道水の緊急応援を命ずるものとする。

第3 中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社 JERA の地震防災応急対策

中部電力パワーグリッド株式会社、株式会社 JERA は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の際の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及びホームページを通じて、地震発生時の具体的な電気的安全措置に関する広報を行う。

第4 中部瓦斯株式会社の地震防災応急対策

中部瓦斯株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

第5 一般社団法人愛知県 LP ガス協会の広報

警戒宣言が発せられた場合、一般社団法人愛知県 LP ガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LP ガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

第6 NTT西日本株式会社の地震防災応急対策

NTT西日本株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置を取るものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報若しくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ、ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ NTT西日本株式会社の東海支店における業務実施状況

オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置を取るものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害伝言用ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前から実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

第7 日本放送協会豊橋放送局の緊急放送等

(1) 防災組織の整備及び市・県との協力

日本放送協会豊橋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、市と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

東海地震に関連する情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関

連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

(3) 外国人、視覚障害者等への配慮

放送にあつては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努めることとする。

第9節 生活必需品の確保

第1 市及び県（防災安全局、農業水産局、経済産業局）・国による営業の要請等

(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請

市及び県・国は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

強化地域外の生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請し、強化地域内にあつても生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店の営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

第2 市及び県（防災安全局、農業水産局、経済産業局）による家庭内備蓄の周知

市及び県は、平常時から次の対応について周知徹底に努める。

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、3日分以上(可能な限り1週間分程度)程度の飲料水、食料を始めとする生活必需品を常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

第10節 金融対策

第1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店の地震防災応急対策

東海財務局及び日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請する。

(1) 預金取扱金融機関への措置

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応

(ア) 窓口営業の停止

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、田原警察署等と緊密な連絡を取りながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

- (イ) 取引者に対する営業停止等の周知徹底
営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。
 - (ウ) 休日等の警戒宣言発令時における窓口営業の再開停止
休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。
この場合であっても、田原警察署等と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。
 - (エ) 警戒宣言解除時における平常営業の再開
警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。
 - (オ) 発災後の応急措置
発災後の預金取扱金融機関の応急措置については、適時、的確な措置を講ずる。
- イ 強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応
- (ア) 強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向け手形交換業務の停止
営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求めるものとする。
 - (イ) 平常営業
強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置を取った場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。
- (2) 保険会社及び小額短期保険業者への措置
- ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社及び小額短期保険業者の警戒宣言時の対応
- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止すること。
 - (イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。
 - (ウ) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社及び小額短期保険業者の円滑な遂行を期すため、営業の開始・再開は行わない。
 - (エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。
 - (オ) 発災後の保険会社及び小額短期保険業者の応急措置については、適時、的確な措置を講ずる。
- イ 強化地域外に営業所を置く保険会社及び小額短期保険業者の警戒宣言時の対応
強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置を取った場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。
- (3) 証券会社等への措置
- ア 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応
- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所又は事務所の窓口における業

務を停止すること。

- (イ) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載することによる。
 - (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期すため、窓口業務の開始又は再開は行わない。
 - (エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行うこと。
 - (オ) 発災後の証券会社等の応急措置については、適時、的確な措置を講ずる。
- イ 強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応
強化地域内の営業所又は事務所が営業停止の措置を取った場合であっても、強化地域外の営業所又は事務所は、平常どおり業務を行う。

(4) 電子債権記録機関への措置

ア 取引停止処分、休日営業等に関する措置

災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

イ 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

第2 県（経済産業局、農業水産局）による要請

県は、関係機関と緊密な連携を取りつつ、共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。

第1 1 節 郵便事業対策

第1 日本郵便株式会社の地震防災応急対策

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。
- (2) (1)により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示するものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに郵便局に戻るものとする。
- (4) 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

第1 2 節 病院及び診療所の地震防災応急対策

- (1) 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能

の維持に努める。

- (2) 強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。
- (3) 災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来(簡単な問診等での投薬外来)を除き、外来診療を原則縮小する。

第13節 大規模小売店舗等の地震防災応急対策

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の大規模小売店舗等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第14節 緊急輸送

第1 市、県（防災安全局、関係局）及び関係機関の緊急輸送車両等の確保

- (1) 市、県及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。
- (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

第2 県（防災安全局、関係局）の関係機関への要請

県は、市から輸送手段の確保について要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、関係機関又は関係者に対し協力を要請するものとする。

第3 中部運輸局による緊急輸送

- (1) 中部運輸局は、緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡を取り、緊急輸送に使用し得る自動車の出動可能台数とその輸送能力等の確認を行い、速やかに出動できる体制を整えさせることとする。
- (2) 中部運輸局は、海上緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡を取り、緊急輸送に使用し得る船舶の出動可能隻数とその輸送能力等の確認を行い、速やかに出動できる体制を整えさせることとする。

第4 第四管区海上保安本部による人員・物資の海上緊急輸送

第四管区海上保安本部は、人員、物資の海上緊急輸送の要請があった場合、速やかに可能な範囲でその要請に応じる。

第5 緊急輸送の対象となる人員・物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

第6 緊急輸送の方針

- (1) 緊急輸送は、市、県及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たって輸送手段の競合が生じないように、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。
- (2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市及び県の警戒本部において調整を行うものとする。

第7 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、第2編第2章第3節第2(2)で定める道路とする。

第8 緊急輸送車両の確認

- (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察)へ緊急輸送車両の確認申出を行うこととする。
- (2) 大規模地震対策特別措置法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の緊急輸送車両であることの確認については、本章第4節第1(6)に定めるところによる。

第9 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第15節 市及び関係機関による警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置を取った場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- (1) 公共交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策

○ 基本方針

市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川・海岸、港湾・漁港、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

第1節 道路の地震防災応急対策

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置を取るものとする。

- (1) 道路情報板、道路パトロールカー等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合においても、道路情報板により、その内容を伝達するものとする。
- (2) 道路パトロールカーにより巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。
- (3) 必要な安全対策を講じた上で、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置を取る。
- (4) 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡・確認を行う。
- (5) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- (6) 国、県(建設局)、県警察及びその他関係機関と連携・協力し、必要な措置を講ずる。

第2節 河川及び海岸の地震防災応急対策

- (1) 本市は、被害予測で津波による重大な被害が予測される地区であることから、河川及び海岸管理施設の管理上の対応について、あらかじめ定めるものとする。
- (2) 市は、警戒宣言時は、内水排除施設について、施設管理上必要な操作、非常用発電装置の準備・点検その他所要の被災防止措置を行う。
- (3) 緊急点検、巡視の実施方法及び実施体制については、別に定める。

第3節 港湾・漁港の地震防災応急対策

港湾・漁港施設は、水際線に近接し、一般的に軟弱な地盤上に建設されている場合が多く、地震の直接被害の他、津波による二次災害が想定されるので、東海地震注意情報が発表された段階から、所管する港湾・漁港において次の措置を取るものとする。

- (1) 必要に応じて所管する施設の巡視・点検を行い、状況に応じて応急の措置を取る。また、工事中の箇所がある場合は、必要な安全対策を講じた上で、原則として工事の中断等の措置を取る。
- (2) 特定の施設又は特定の者のみが利用している施設について、必要に応じて利用者に防災上必要な措置を要請する。

- (3) 津波の危険のある地区について、水門・閘門等の操作又は操作の準備のため配備を行う。
- (4) 応急復旧に必要な資機材の保有状況、事前配備について確認・連絡を行う。
- (5) 関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

第4節 不特定多数の者が出入りする施設の地震防災応急対策

市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、診療所、社会福祉施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

第1 一般的事項

(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合

市庁舎、市民が利用する施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報(臨時)の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

(ア) 庁舎

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置を取る旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として庁舎からの退避を促す。

(イ) 市民が利用する施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置を取る旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として施設等を閉館する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合(東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。)

(ア) 庁舎

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を促し、原則として、窓口業務を停止する。

(イ) 市民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

(2) その他の措置

市庁舎、市民利用施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置を取るなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

ア 保安のための措置

施設の利用者、来場者等の退避誘導が終わった後、直ちに施設の点検を行い、応急措置の必要な箇所についての地震防災応急措置を行うほか、重要資機材の点検、転倒、落下防止の措置、火災予防措置などを行う(実施可能なものは、東海地震注意情報発表時に実施する。以下同じ。)

(ア) 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

(イ) 出火防止措置

- (ウ) 受水槽等への緊急貯水
- (エ) 消防用設備の点検、整備と事前配備
- (オ) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システム等重要資機材の点検等の体制
- イ 地震防災応急対策に必要な資機材の点検等
 - 定められた応急対策に必要な資機材を点検し、必要な場所へ配置する。
- ウ 火気の使用抑制
 - 警戒宣言発令中は、火気の使用を中止又は制限する。やむを得ず火気を使用する場合は、近くに消火器等を配置するなど発災時の火災防止に万全を期する。
- エ 緊急貯水
 - 受水槽、予備貯水槽等へ緊急貯水を行う。
- オ その他の措置
 - (ア) 自家用発電機を点検して、作動できる状態にしておく。
 - (イ) 消防用設備等を点検して、作動できる状態にしておく。
 - (ウ) 駐車車両を整理して、緊急用車両の通行を確保する。
- (3) 個別事項
 - ア 施設毎の東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言時における具体的な措置内容は、施設毎に定める。
 - この場合、職員の安全に十分配慮した上で、警戒宣言時の緊急点検及び予備巡視の実施必要箇所及び実施体制を明確に定めることとする。
 - イ 市が保有する施設等の東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言時における対応の基本は、次のとおりとする。

区 分	東海地震注意情報発表時	警戒宣言時
住民利用施設	原則休館	休館
事務所、出先機関	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急やむを得ない業務は継続 ・その他の業務は中止

第2 学校の地震防災応急対策

市内の学校については、本編第4章第1節第5に定めるところによる。なお、当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じるものとする。

第3 病院、診療所の地震防災応急対策

市内の病院、診療所においては、本編第4章第12節に定めるところによるが、診療等に関して次の措置を取るものとする。

- (1) 東海地震注意情報が発表された場合
 - ア 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院、診療所の利用者への的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。
 - イ 診療は継続する。
 - ウ 耐震性を有し、安全性が確保されている病院においては、帰宅を希望する入院患者は医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない病院においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合

- ア 耐震性を有し、安全性が確保されている病院、診療所については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。
- イ 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。

第4 社会福祉施設の地震防災応急対策

市内の社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第5節 重要な建物の地震防災応急対策

- (1) 地震防災応急対策の実施上重要な建物となる施設の管理者は、本章第4節第1に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を取るものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
- (2) 市の地震警戒本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、(1)に掲げる措置と同様の措置を取るよう協力を要請するものとする。
- (3) 市地域防災計画が定める避難場所又は応急救護所が置かれる市立学校等の管理者は、本章第4節第1(1)から(3)に掲げる措置を取るとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の解放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第6節 工事中の建築物等の地震防災応急対策

市内の工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、工事担当(契約担当)課は、請負者に対し安全措置を図り、直ちに工事を中断するよう指示するとともに、現場の状況に応じ、請負者の責任において次の措置を講じさせるものとする。

- (1) 建設機械類の転倒・落下等危険防止
- (2) 工事箇所への崩壊・倒壊・落下物の防止及び擁壁、法面等の補強措置
- (3) 工事現場内におけるガス管、上下水道管又は電線等の安全措置及び監視・巡回
- (4) 工事区域内への立入禁止の徹底と監視
- (5) 工事用資機材及び工事用建築物等で倒壊等の危険が予想される場合の付近居住者の一時退去又は通行者へのう回等の要請
- (6) 工事監督者、作業員の安全確保及び現場巡視
- (7) 火気の使用抑制

第6章 他機関に対する応援要請

○ 基本方針

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

第1 市の応援要請等

- (1) 防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請については、あらかじめ手続等を定めるものとする。
- (2) 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大規模地震対策特別措置法第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求める場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。
- (3) 市長等は、市において地震防災応急対策等を実施するため必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法第26条の規定に基づき知事等に対し、応援を求め又は応急措置を要請することができる。
- (4) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2 県（防災安全局、関係局）による応援の指示等

- (1) 知事の応援に関する指示
知事は、強化地域の市町村において実施する地震防災応急対策が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認められるときは、他の市町村に応援すべきことを指示するものとする。この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。
 - ア 応援すべき市町村名
 - イ 応援の範囲又は区域
 - ウ 担当業務
 - エ 応援の方法
- (2) 連絡・受入れ体制の確保
県は、災害が発生し、他の都道府県等からの応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努めるものとする。

第3 費用の負担方法

- (1) 他県又は他市町村から、市又は県に応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、大規模地震対策特別措置法第31条の規定による。
- (2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めるものとする。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

第1 県警戒本部長の派遣要請

(1) 自衛隊の派遣要請

県警戒本部長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、国警戒本部長に対して、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項

(2) 関係部隊等との連絡調整

県警戒本部長は、国警戒本部長からの要請により自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

第2 部隊の受入れ及び経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第3編第4章第3節第4「災害派遣部隊の受入れ態勢」及び第5「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。

第7章 市民の取るべき措置

○ 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置を取るものとする。また、東海地震に関連する調査情報(臨時)及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

第1節 家庭で取るべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所、消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、津波危険予想地域、崖地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、市の指示に従い、指定された避難場所へ速やかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行うものとし、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (5) 火の使用は自粛するものとする(やむを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと)。
- (6) 灯油等危険物やLPガスの安全措置を取るものとする。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に溜めておくものとする。
- (8) 身軽で安全な服装(長袖、長ズボン)に着替える(底の厚い靴も用意すること)。
- (9) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。
- (10) 万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。
- (11) 自主防災組織は、情報収集伝達体制を確保するものとする。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛するものとする。

第2節 職場で取るべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できる限りの措置を取るものとする。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措

置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。

- (3) 火の使用は自粛するものとする。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認するものとする。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。
- (8) 不特定多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員に素早く伝達するものとする。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うものとする。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛するものとする。